

68 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省】

【提案・要望】

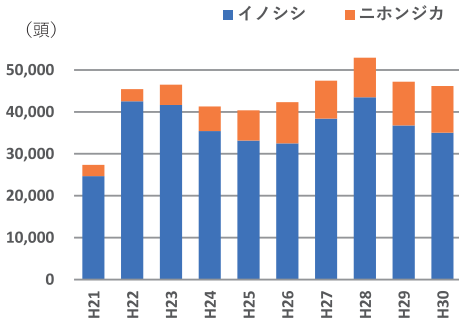
農山村における野生動物による農林業被害、生活環境被害、生態系被害対策として以下の支援を行うこと

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について、必要な予算を確保すること
- 2 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効率的かつ効果的に実施するため、国において精度の高い生息数推定手法を確立するとともに、ICTを活用した有効な捕獲システムを構築すること
また、農作物を食害するカモの生態や新たな被害防止対策等の研究を進めること
- 3 野生動物の市街地出没対策を強化し、人身事故発生防止策を講じること
- 4 銃器の取扱い経験が豊富な人材を捕獲の担い手として活用するため、自衛官・警察官OBへの働きかけを行うとともに、狩猟免許の取得や保持に係る負担軽減など捕獲従事者の確保・育成対策の充実を図ること
- 5 国内希少野生動植物種ツシマヤマネコの保護を図るべき対馬において、ニホンジカ対策を引き続き国が主導し進めること
生物多様性確保に重要な西海国立公園五島列島地区において、ニホンジカによる生態系被害の対策を国が率先して講じること

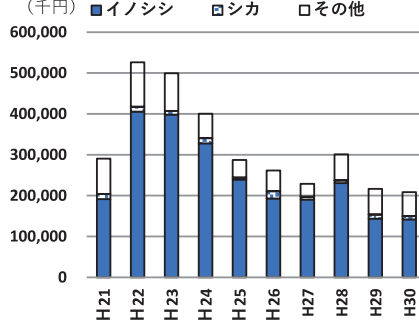
【本県の現状・課題等】

- 1 被害対策交付金の予算確保
本県では、年間4～5万頭のイノシシ、ニホンジカが捕獲されているが、捕獲経費の支援継続に加え、経年劣化に対応する耐久性の高い防護柵の整備が不可欠となっており、継続的な予算の確保が必要である。
- 2 イノシシ、カモの被害防止対策
イノシシについては、生息数の把握手法が確立できていないことから、生息数の低減につながる捕獲目標の設定に苦慮している。また、カモの生態に不明な点があるとともに、被害防止技術も十分確立できていない。
- 3 市街地対策の強化
野生鳥獣の市街地出没対応マニュアルを作成し、被害防止に努めているが、国の支援は農林業被害対策にとどまっており、人身事故の防止を目的とした防護柵の整備や捕獲、追い払い等への支援制度は未整備である。
- 4 捕獲の担い手対策
高齢化等により銃猟免許所持者が減少する中、銃器の取扱い経験者の免許取得を促進するなど、新たな捕獲の担い手の確保が求められる。
- 5 生物多様性保全上重要な保全地域における捕獲対策
壱岐対馬国定公園対馬地区において、環境省の設置した「対馬ニホンジカ対策戦略会議」の構成機関が連携して捕獲を開始したところであり、今後、効果的に捕獲を行っていくため実施結果の検証等を引き続き国が主導し実施していくことが重要である。
また、西海国立公園五島列島地区においてもシカの増加が問題となっており、地域による捕獲が実施されているが、シカ食害による下層植生の衰退や土壌流亡による景観の質の低下が顕在化しており、国による調査及び捕獲の推進が必要である。

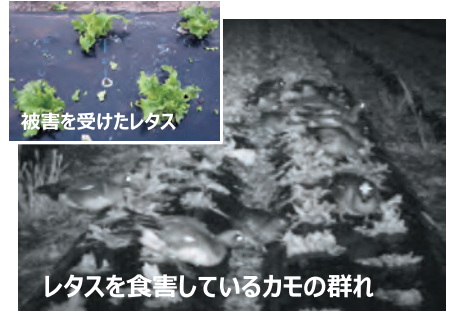
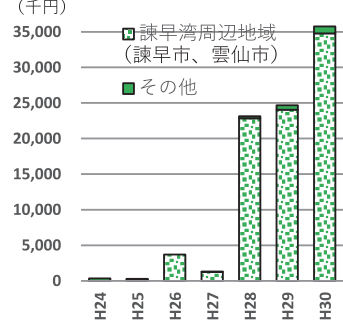
＜イノシシ及びニホンジカ捕獲頭数の推移＞



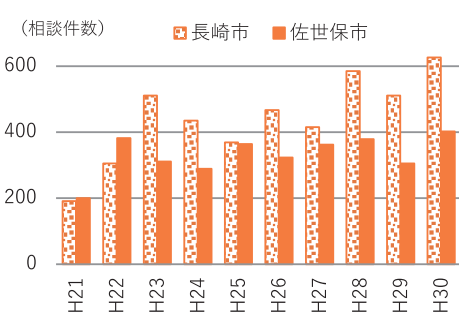
＜野生鳥獣による農作物被害額＞



＜カモによる農作物被害額＞



＜県内主要都市の生活環境被害の推移＞



＜ニホンジカの適正頭数と生息頭数＞

	適正頭数	推定生息頭数*	生息頭数/適正頭数
対馬	3,500	41,700	約12倍
五島列島	1,500	4,503	約3倍

※糞塊法による(対馬はR1、五島列島はH30の調査)



【提案・要望実現の効果】

(被害対策交付金の予算確保)

有害鳥獣の捕獲経費の十分な支援と長期利用に耐える防護柵の計画的な導入により、農作物被害の長期的な軽減が図られる。

(イノシシ、カモの被害防止対策)

イノシシの生息数推定を踏まえた戦略的な被害防止対策の立案が可能となり、対策の効率化と被害の低減につながる。

また、カモに対する効果的な被害対策が可能となり、カモによる農作物被害の軽減が図られる。

(市街地対策の強化)

市街地への出没に対する防護や捕獲対策等を実施することで、人身事故等の未然防止による住民生活の安全が図られる。

(捕獲の担い手対策)

銃器の取扱い経験があり、かつ法令順守意識と指導力の高い自衛官・警察官OBの狩猟免許取得の促進などにより、新たな捕獲の担い手が確保される。

(生物多様性保全上重要な保全地域における捕獲対策)

ニホンジカの捕獲を推進することで生態系被害が軽減され、ツシマヤマネコをはじめとする国内希少野生動物種の生息生育地や優れた自然を有する国立公園における生物多様性の保全が図られる。

69 林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、財務省、農林水産省】

【提案・要望】

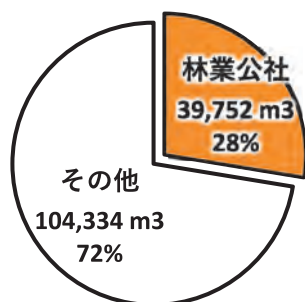
林業公社の木材取扱量は本県で最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
 - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
 - (2) 利用間伐推進資金の貸付条件の緩和と償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
 - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

【本県の現状・課題等】

- 1 日本政策金融公庫からの融資残
公庫からの高金利（最高利率 6.5%）の借入金が現在も多く残っており、その金利負担が経営を圧迫している中、「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、円滑な資金活用の支障となっている。
- 2 分収林契約変更の円滑化対策
長伐期施業への移行を推進しているが、消息不明の土地所有者が存在するため、分収林契約の期間延長に係る相続登記手続き等が非常に困難な状況となっている。
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援
県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、今後も継続するとともに措置率の引上げが必要である。
また、「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」（総務省）によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要である。

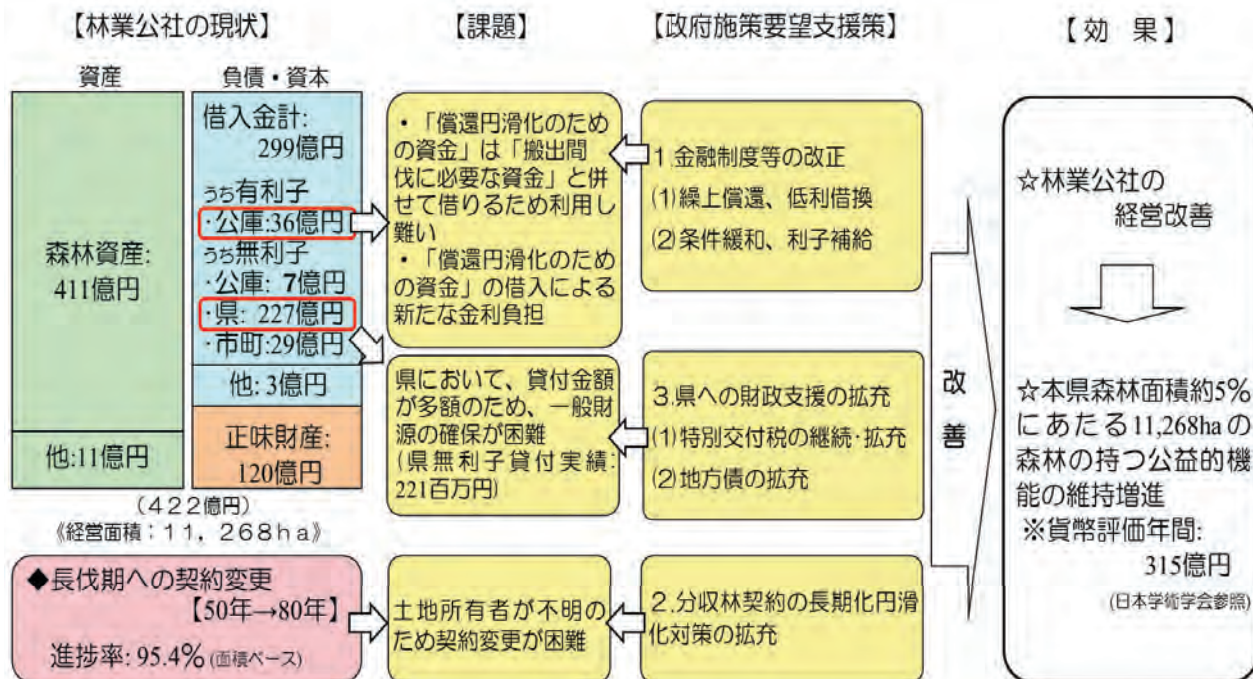
< 県の木材生産の中心を担う林業公社 >
(平成30年度 長崎県の木材生産量)



< 林業公社設立以降の取組成果 >
(S34年～H28年の概要)



○ 林業公社の現状と支援策



○ 林業公社の日本政策金融公庫資金借入状況

借入利率区分	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	1%未満	無利子	
	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満			
借入金額 (千円)	20,918	43,909	46,531	234,510	555,623	2,488,552	195,500	715,745	
	累計額(千円)	20,918	64,827	111,358	345,868	901,491	3,390,043	3,585,543	4,301,288
	累計割合	0.5%	1.5%	2.6%	8.0%	21.0%	78.8%	83.4%	100.0%
利息金額 (千円)	5,671	15,514	15,428	74,017	123,863	331,939	3,177	0	
	累計額(千円)	5,671	21,185	36,613	110,630	234,493	566,432	569,609	569,609
	累計割合	1.0%	3.7%	6.4%	19.4%	41.2%	99.4%	100.0%	100.0%

※ 利息金額は、集計時点以降、借入金額(元金)を完済するまでに発生する利息の総額である。

令和元年5月31日現在

【提案・要望実現の効果】

(林業公社の経営改善)

金利負担軽減、分収林契約変更の円滑化等の支援により経営改善を図ることが期待される。

(森林の持つ公益的機能の維持増進)

林業公社の行う森林の造成等は、森林所有者による森林の整備が困難な地域において分収林契約により森林整備を推進し、木材の安定供給にとどまらず、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮の維持増進を行うものであり、林業公社の経営支援によりその促進が図られる。

70 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望】

まちづくり事業を推進し、災害に強く安全安心で強靱な県土づくりに必要な予算の確保を要望する

- 1 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

【本県の現状・課題等】

＜斜面市街地・低利用地の整備＞

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

本県の多くの地域では、斜面市街地が形成され、厳しい土地条件になっており、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。

また、限られた平地部分には、無秩序な市街化が進展したり、老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての魅力が低迷しつつあるため整備が必要である。

なお、土地区画整理事業においては、令和2年度から数年間は大規模な一括発注を行う高田南など県内市町の事業が集中しており、予算確保が課題である。

＜公営住宅ストックの改善＞

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

本県の公営住宅は昭和40年代から50年代にかけて建設されたストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズに対応できておらず、良質な住環境とは言い難い状況である。

低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。

このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅の役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めるための予算確保が課題である。



住宅市街地総合整備事業
(稲佐・朝日地区:長崎市)



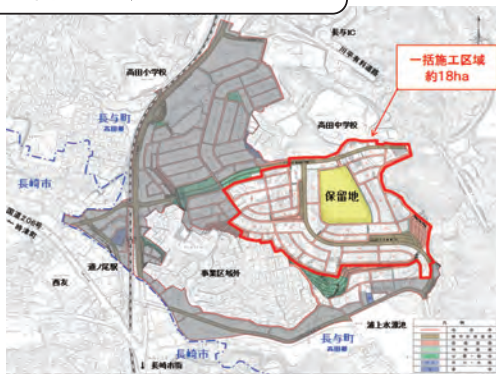
事業後



住宅市街地総合整備事業
(水の浦地区:長崎市)



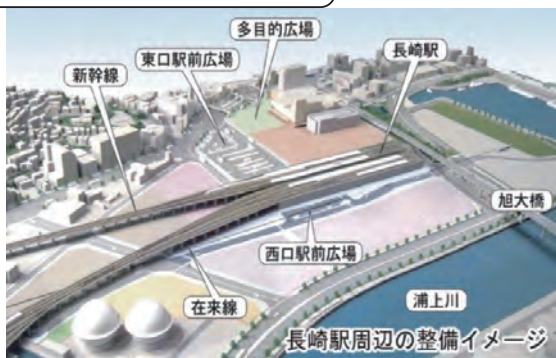
土地区画整理事業
(高田南地区:長与町)



市街地再開発事業
(新大工町地区:長崎市)



土地区画整理事業
(長崎駅周辺地区:長崎市)



優良建築物等整備事業
(長崎スタジアムシティ:長崎市)



【提案・要望実現の効果】

(項目 1)

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

- 土地区画整理事業について5地区(長崎駅周辺地区、新大村駅周辺地区、高田南地区、時津中央第2地区、西ノ原地区)の整備が行われ、道路等の公共施設の整備改善や宅地の利用促進が図られる。特に、高田南地区は、残工事を5年間の一括施工で整備するため、公共施設の整備改善や土地利用促進が速やかに図られる。
- 住宅市街地総合整備事業について11地区の整備が行われ、斜面密集市街地における、公共施設の整備等により、防災性が高まり、利便性も高まることから、住環境が改善し、地区の定住促進が図られる。

長崎市(江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区)

佐世保市(矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区)

- 市街地再開発事業について3地区の整備を推進しており、中心市街地の活性化が図られる。

長崎市(新大工町地区、浜町地区)

諫早市(諫早駅東地区)

- 民間事業者が進めるサッカー専用スタジアムを中核とした複合施設の整備について、優良建築物等整備事業によって支援することにより、地域の賑わいの拠点としての機能、地域の防災機能の更なる向上が図られる。

(項目 2)

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 住宅の耐震化や高齢者対応を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。

71 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望】

義務教育に係る新たな教職員定数改善計画の速やかな策定を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- 1 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むとともに、実効性のある働き方改革を推進するためにも、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること
- 2 教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

【本県の現状・課題等】

- 1 近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下、不登校・暴力行為の増加などにより、教職員の対応すべき課題も複雑・多様化しており、多忙化の要因にもなっている。

このような中、特別な支援を要する子どもが増え、特別支援学級数及び通級指導教室数が増加しており、今後もさらに増加する見込みである。

また、いじめや不登校など各学校が抱える個別の教育課題に対応するための加配定数は年度ごとに措置されているものの、教育課題に長期的・安定的に対応するためには、新たな計画に基づく定数改善が必要である。

- 2 国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた財源措置により、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においても、国が保障する一定の教育水準の確保が保たれている。

(本県の取組)

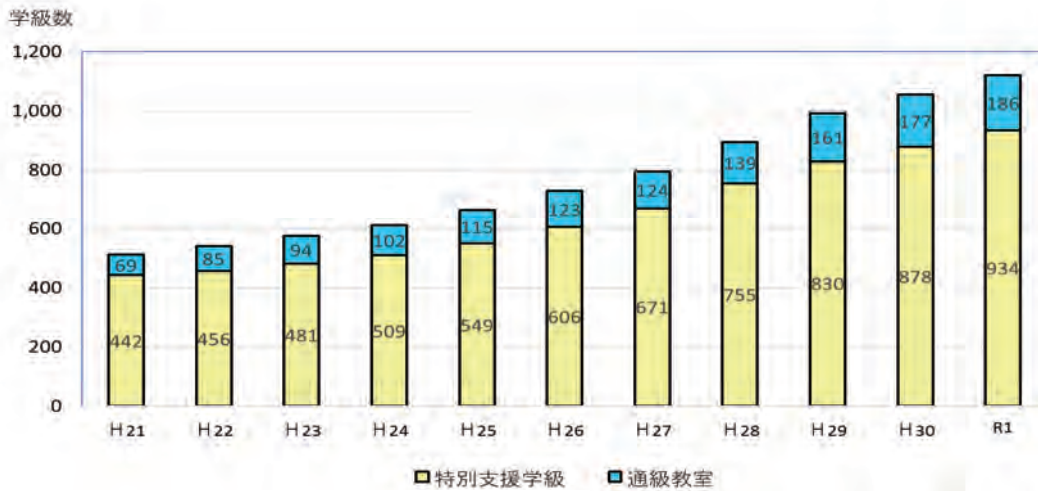
教職員の安定的・計画的な採用等を行うために、平成29年3月に義務標準法が改正され、加配定数の一部が基礎定数化されたところである。本県では、通級指導等の個別の教育課題に対応するために、国の加配定数を活用し教職員を配置している。

○教職員定数改善の経緯

これまでの教職員定数の計画的改善の状況

区 分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~49' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
定数の自然増減	▲18,000人	▲77,960人	▲11,801人	38,610人	▲57,932人	▲78,600人	▲26,900人
定数の改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
計	16,000人	▲16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	▲48,200人	0人

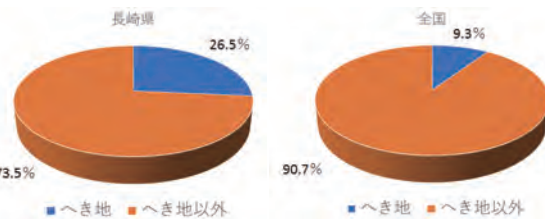
○本県の特別支援学級数及び通級指導教室数の推移



○へき地学校数の割合（令和元年度）

【小中学校数】

	全体	へき地	へき地以外	へき地割合
長崎県	495	131	364	26.5%
全国	28,803	2,690	26,113	9.3%

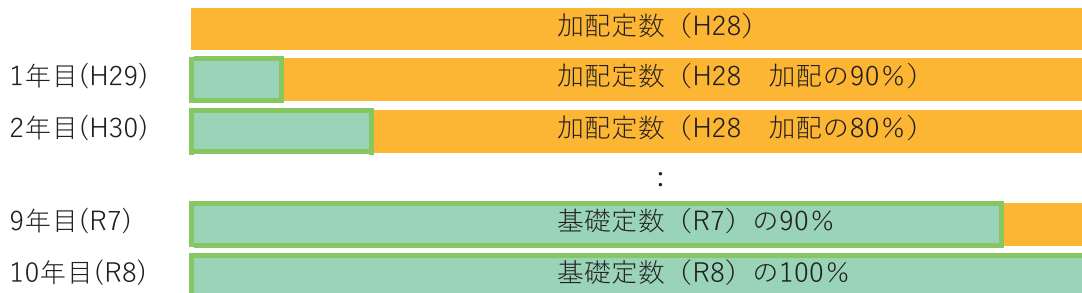


○新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築
 <令和2年度（国の定数改善計画以外の教職員定数の改善（加配定数部分））>

(1) 学校における働き方改革	3,341人	(2) 複雑化・困難化する教育課題への対応	70人
・小学校専科指導の充実	3,201人	・貧困等に起因する学力課題の解消	50人
・中学校生徒指導体制の強化（いじめ対応等）	100人	・「チーム学校」体制整備（養護・栄養教諭等）	20人
・共同実施事務体制強化（事務職員）	20人		
・学校マネジメント機能強化（主幹教諭支援）	20人		
		(1) + (2)	3,411人

○義務標準法改正に伴う基礎定数化

・平成29年度～令和8年度の10年間で、加配定数（H28年度約6万4千人）の約3割を基礎定数化



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

新たな教職員定数改善計画に基づく定数改善により、正規職員を計画的に採用・配置し、複雑・多様化した教育課題に対して長期的・安定的に取り組むとともに、教職員の長時間勤務の改善を図ることができる。

(項目2)

憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保される。

72 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

【提案・要望】

離島やへき地の多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

【本県の現状・課題等】

グローバル化の進展や人工知能の進化による社会や産業の大きな構造変化が予想される中、子どもたちが変化の激しいグローバル化社会を生き抜くための確かな学力を身につけ、様々な分野で地域を支える人材を育成するために、全県的な学力向上の取組をより一層推進していく必要性が増している。

離島地域や過疎地域が多い本県では、現行制度下において県教育委員会が昭和52年から全県的な広域交流人事を実施し、全県的にバランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきた。これにより、学力面や教諭の年齢のばらつき等、本土部と離島部の教育格差を生むことなく、県内全ての学校で安定した教育活動が実施できている。

また、現行制度が変更され、市町に人事権が移行された場合、都市志向から教職員の志願者が大規模都市等へ集中し、小規模市町との教育水準の地域格差の発生が懸念される。

<人事権移譲についての国の動き>

政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされている。

また、平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。

表1 本土部と離島部の教諭の平均年齢比較

＜教諭の平均年齢＞

	小学校（歳）	中学校（歳）
本土部	46.6	47.2
離島部	44.3	43.8

R2.3.31現在の年齢

表2 平成31年度全国学力・学習状況調査（H31.4.18実施）における、本土部と離島部の正答率

＜平成31年度 全国学力・学習状況調査＞

	小学校	
	国語	算数
本土部	61.2	64.7
離島部	60.5	65.0

	中学校		
	国語	数学	英語
本土部	72.1	58.7	53.1
離島部	71.4	56.5	52.4

【提案・要望実現の効果】

現行のとおり、県教育委員会が人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図られる。

現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成及び学力向上にとって、大きな後ろ盾となる。

73 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

【提案・要望】

公立学校の施設整備に係る学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること

- 1 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- 2 実情に即した補助単価の引上げを図ること

【本県の現状・課題等】

＜学校施設の老朽化＞

公立小中学校の施設整備については、耐震対策を最優先に取り組んできた結果、老朽化対策は先送りされ、建築後25年以上経過した建物が全体の8割を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

＜防災機能の強化＞

学校施設は、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であるため、外壁の落下防止対策など耐震対策を進め、防災機能を一層強化していく必要がある。

＜快適で特色ある教育環境の整備＞

少人数学級の導入等による教育内容の多様化や特別な支援が必要な児童生徒の増加等による施設のバリアフリー化など、安全・安心であることに加え、快適で特色ある教育環境の整備が求められている。

＜国による財源の確保について＞

国では、これまでブロック塀の安全対策、普通教室等への空調の設置、さらに「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等、耐震化や防災機能の強化等のため大型の予算が措置されてきた。

しかしながら、令和2年度当初予算は前年度から減少しており、また、令和元年度補正予算を加えても地方自治体の事業計画額を下回る状況となっている。県や市町の財政状況は依然厳しく、防災機能の強化、老朽化対策や施設のバリアフリー化など、設置者が必要とする施設整備を着実に進めるためには、引き続き、国の財政支援が必要不可欠である。

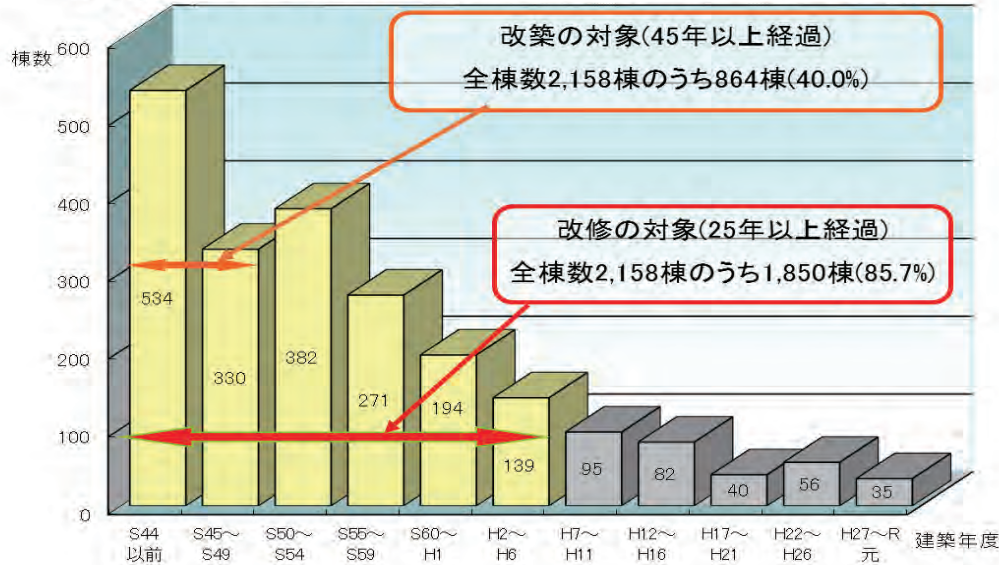
さらに、補助単価についても、年々改善はなされてきているが、依然として実勢単価との間に乖離が生じており、事業を実施する地方公共団体の負担は大きい。

（本県の取り組み）

構造体の耐震化については、県立学校は既に完了しており、また、小中学校については、機会を捉え市町に働きかけを行ってきた結果、平成30年度末時点で耐震化率は99.1%となっている。

また、市町教育委員会を対象とした研修会において、施設整備に関する助成制度の周知や、各市町が抱える課題を共有する場を設けるなど、学校施設整備が円滑に進むよう取り組んでいる。

公立小中学校の経年別保有棟数（R1.5.1現在で200㎡以上の校舎・体育館）



事業規模と予算額

(億円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額 (A)	2,097	1,344	2,965	1,771
当初予算	(690)	(682)	(1,608)	(1,165)
通常分	(690)	(682)	(667)	(695)
国土強靱化関連	—	—	(941)	(470)
前年度補正予算	(1,407)	(662)	(1,357)	(606)
地方自治体の事業計画額 (B)	1,787	2,006	2,432	2,323
予算額との差 (A) - (B)	310	△ 662	533	△ 552

※令和元年度の「前年度補正予算」には、国土強靱化関連予算372億を円含む

校舎 (R造) 改築の実例 (H30年度実施事業) (円/㎡)

本県における国の建築単価の推移

(円/㎡)

事業区分	建物区分	構造	H29		H30		R1		補助単価 (A)	校舎 (R造)
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比		
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	165,900	+3.100	171,400	+5.500	179,200	+7.800	175,700	
									283,817	
									△ 108,117	

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、多様な学習内容・学習形態に対応した大規模改造事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

(項目2)

補助単価を引上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

74 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備について

【文部科学省】

【提案・要望】

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付事務次官通知）」で示された取り組むべき方策を着実に実施できるよう、長時間勤務の是正に向けた環境整備を支援すること

また、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置に係る補助制度を拡充するとともに、継続的な財政支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

本県教職員の時間外勤務の状況は、平成30年度実績で、教職員（延べ数）の6.2%が80時間を超えている。

その超過勤務の主な要因は、部活動・社会体育、校務分掌・会議会合、授業準備・成績処理等であり、授業以外の教職員の業務を削減する必要がある。

このため本県では、スクールサポートスタッフの配置支援（国1/3）や中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3）に係る補助事業を活用して、市町への補助事業を行っているが、都道府県や市町村の費用負担が必要であることから、本県及び県内市町の厳しい財政状況では、十分な予算措置が難しい。より一層の配置を推進するため、国の補助制度の拡充と継続的な財政支援をお願いしたい。

（超過勤務の原因と思われる主な業務内容）

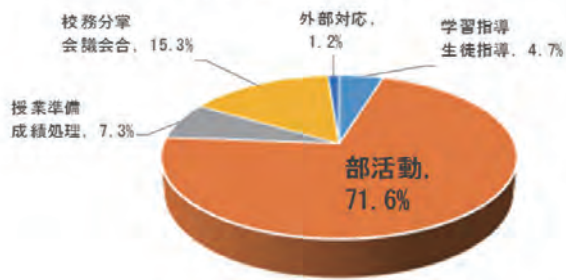
- 部活動・社会体育等
- 校務分掌・会議会合等
- 授業準備・成績処理等 など

【本県教職員の時間外勤務状況調査（平成30年度実績）】

○時間外勤務80時間超え 教職員の状況（延べ数）

職名	小学校	中学校	計
校長	39	49	88
副校長・教頭	517	764	1,281
上記以外の教職員	169	5,247	5,416
計	725	6,060	6,785
全職員あたりの割合	1.1%	14.7%	6.2%

超過勤務の原因と思われる主な業務内容
(中学校) ※H30年度実績



主な
要因
対策

⇒部活動の指導に係る教職員の負担が大きいため、専門スタッフ等の支援が必要

⇒授業準備や成績処理等に係る教職員の負担が大きいため、スクールサポートスタッフによる支援が必要

<国の対策事業>

<課題・要望>

○**スクールサポートスタッフ配置事業補助**
教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。
(実施主体) 都道府県・指定都市
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

○**中学校における部活動指導員配置事業補助**
部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員の配置を支援。
(実施主体) 学校設置者(主に市町村)
(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3



スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置は、国が提言する「チーム学校」の実現に向けての重要な取組であるが、継続的に多大な費用が必要となる。より一層の配置を推進するため、国による補助率の1/2への引き上げや地財措置等による財政支援の拡充と事業の継続をお願いしたい。

【提案・要望実現の効果】

スクールサポートスタッフの支援により、教職員の業務が削減され、教職員が子どもたちと向き合う時間が増加する。

また、部活動指導員の配置が推進されることにより、超過勤務の主たる要因である部活動指導業務が緩和されるとともに、専門的指導者が指導することで、部活動指導に不安を抱える教職員の負担軽減が図られる。

75 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 国庫補助制度の充実並びに早期の教職員定数化について

【文部科学省】

【提案・要望】

深刻化・複雑化している児童生徒の問題・諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る国庫補助率の引き上げを図りつつ、早急に教職員定数化を行うこと

なお、教職員定数化する際には、地域の実情等に合わせた弾力的な人員の配置等ができるようにすること

【本県の現状・課題等】

本県では、「チーム学校」の理念に基づき、児童生徒への対応や、教職員や保護者への専門的な助言や援助を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めてきた。

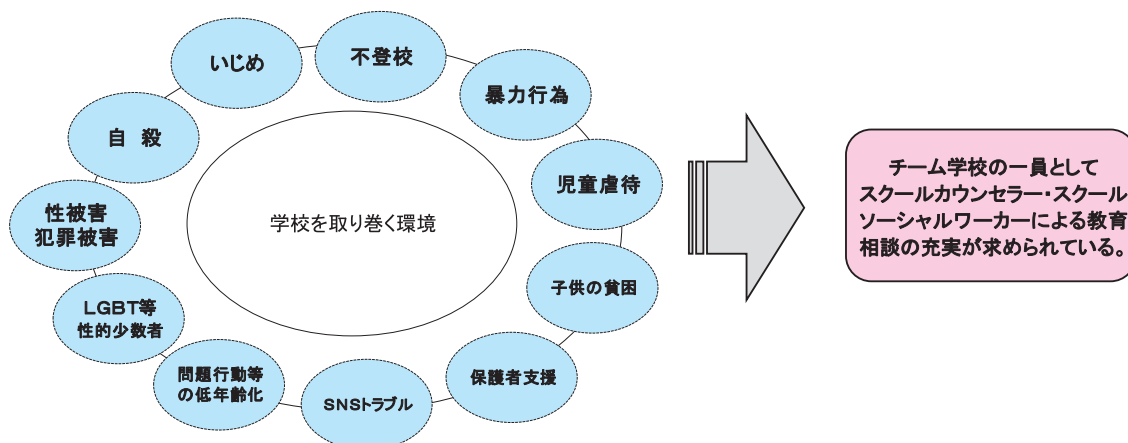
しかしながら、本県の厳しい財政状況の中で、十分な予算確保が極めて厳しく、1校あたり週1日・数時間というように勤務時間が限られており、また、定期的なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応ができない学校も多数あったりするなど、各学校において十分な機能を果たすことができない現状にある。

さらに、勤務体制や環境等を整えることが難しいことから優秀な人材が他の機関（病院等）や他県へ流出しており、人材確保が困難になっている。

平成30年6月に閣議決定された教育振興基本計画や、令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においても、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現について示されている。

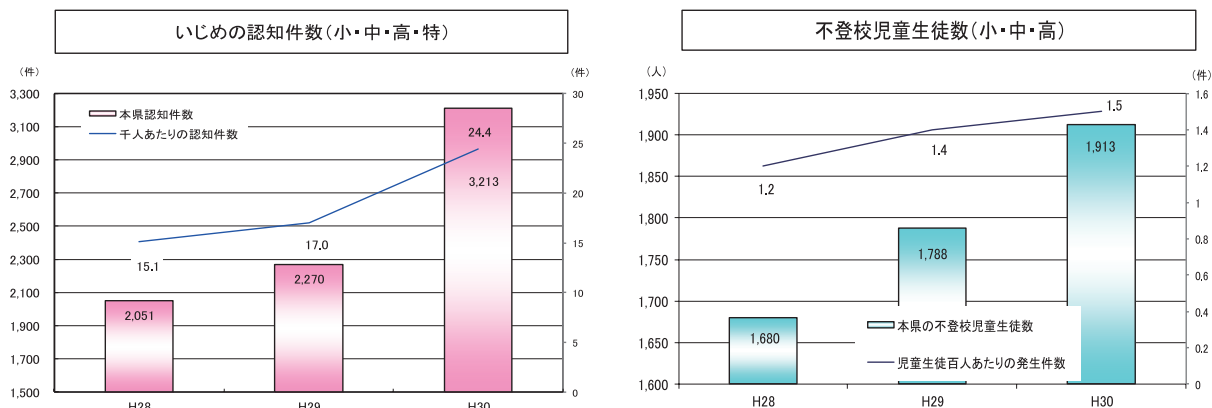
いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動、不登校などの課題、支援を要する児童生徒への適切な対応のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教職員定数化についても、早急な措置が必要である。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重要性



【現状】

1 深刻化・複雑化する児童生徒の問題・諸課題



2 配置状況

スクールカウンセラー配置校率(R2年度)

	小学校	中学校
学校数 (A)	319	172
配置学校数 (B)	137	137
配置率 (B) / (A)	42.9%	79.7%

1校あたりの平均配置時間数(週) (R元年度) 単位: 時間

	小学校・中学校
スクールカウンセラー	2.0
スクールソーシャルワーカー	1.0

※国の基準: 3~4時間

【提案・要望実現の効果】

国の補助率を引き上げることで配置拡充が更に進み、児童生徒等の不安や悩みの軽減、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の解消のために、迅速かつ継続して取り組むことができる。

また、教職員定数化された場合、人員の配置等を弾力的に、本県独自に行うことができるようになれば、県内の様々な地域の実情に応じたスクールカウンセラー等の効果的活用が図れる。

76 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実に資するため、「特別支援教育支援員」及び「看護師」を定数化し、必要な財源措置を行うこと

【本県の現状・課題等】

近年、本県においては、児童生徒数が減少する中、通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒数や、通常の学級で学ぶ発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒数が年々増加しており、一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や合理的配慮の提供などの支援を行うために、特別支援教育支援員の配置を促進することが喫緊の課題となっている。

また、特別支援学校においては、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒数が増加傾向にあり、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のため、看護師配置の拡充が求められている。

国においては、障害のある児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われているが、県市町の厳しい財政状況から、児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況である。

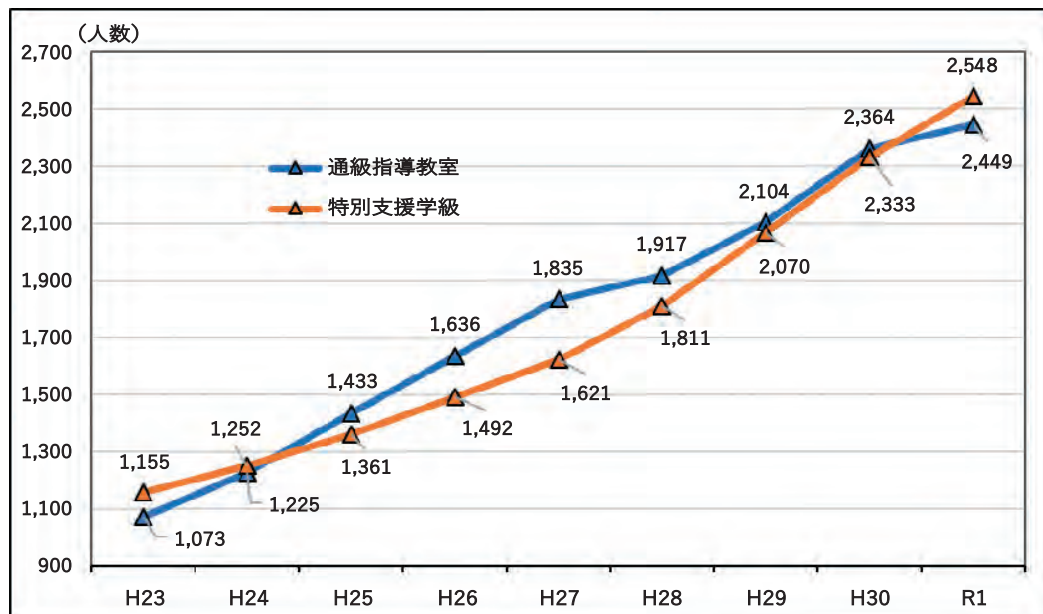
また、「看護師」の配置に係る経費についても、国庫補助や地方財政措置が行われ、年々その額は拡充されているものの、それ以上に医療的ケアが必要な児童生徒が増えているため、看護師の多忙化とともに、保護者の負担も増えている状況であり、安全・安心な学校生活のため、安定した財源の確保が必要である。

○（本県の取組）

平成24年度から県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して特別な教育的支援が必要な生徒の支援を行っている。

また、平成16年度から県立特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところである。

○本県の通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒数（市町立小・中学校）



○特別支援教育支援員配置状況（市町立幼・小・中学校、県立高等学校）

区分	配置校（園）数					配置人数				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
H27	22	268	117	5	412	39	369	144	5	557
H28	21	272	113	5	411	44	406	142	5	597
H29	19	269	115	5	408	38	426	147	5	616
H30	21	275	106	7	409	43	460	139	7	649
R1	19	267	108	8	402	44	476	139	8	667

○市町立小・中学校における看護師の配置状況

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
看護師配置人数	2	3	4	4	5
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	2	3	4	5	6
保護者による医療的ケアを受けている児童生徒数	5	2	3	5	4

○県立特別支援学校における看護師の配置状況

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
看護師配置人数	13	13	13	13	16
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	99	98	107	114	107
医療的ケア行為別の児童生徒数（延べ人数）	257	247	311	344	331

【提案・要望実現の効果】

「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数化されることで、離島やへき地など県内のどこに住んでいても、一人一人の障害に応じた適切な指導・支援が受けられるようになる。

77 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望】

ユネスコ「世界の記憶」に登録されている「朝鮮通信使に関する記録」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」を構成する資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- 1 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- 2 現在、県と対馬市が整備を進めている新博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

「対馬宗家関係資料」は、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ膨大な資料で構成され、そのうち約5万2千点の資料が重要文化財に指定されている。

しかしながら、虫喰い等による資料の損傷が著しいものが多数散見されるため、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、本県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、現在、県・市が整備を進めている新博物館の適切な展示・収蔵環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

(本県の取組)

- 「対馬宗家関係資料」修復の特異性
「対馬宗家関係資料」は、資料の損傷度に応じて、専門業者委託による修復と、職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っている。
- 新博物館の建設
対馬市に建設中の新博物館において、展示テーマとして「韓国との交流の歴史」を挙げており、対馬独自の歴史資料である「対馬宗家関係資料」を展示する予定で、令和2年度中の開館を目指して準備が進められている。
- ユネスコ「世界の記憶」と日本遺産の活用
平成27年度に「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が日本遺産に認定されるとともに、平成29年度には「朝鮮通信使に関する記憶」がユネスコ「世界の記憶」に登録され、「対馬宗家関係資料」はいずれの構成資料にも含まれていることから、今後、公開活用による交流人口の拡大や地域の活性化につなげる取組を推進する。

(修復前)



(修復後)



◆修復が必要な「対馬宗家関係資料」



(イメージ図)

◆新博物館での活用



◆「朝鮮通信使絵巻」

【提案・要望実現の効果】

朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であることから、日韓の研究者等の注目を集めている。

調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

また、資料の展示・収蔵機能を強化し、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

78 県民の安全・安心を確保するための地方警察官の増員について

【警察庁】

【提案・要望】

治安上の課題に的確に対処するため、地方警察官を増員すること

【本県の現状・課題等】

1 多くの国境離島を有する本県の諸課題

本県は朝鮮半島や中国大陸と一衣帯水の関係にあり、多くの有人国境離島及び北海道に次ぐ長さの海岸線を有するという地理的特殊性があるところ、国を挙げて訪日外国人の誘致をする中、本県における外国人入国者数も増加傾向にあり、また、今後外国人材の受入れが進むことで、更に多くの外国人の入国が予想されることから、国内の治安維持のためには水際対策の強化が必要である。また、我が国を訪れた外国人が安全・安心を実感できる対策についても更に推進していく必要がある。

2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題

(1) 人身の安全を確保するための対策

ストーカー、DV等の認知件数が高止まりにある上、児童虐待の認知件数が過去最高となる中、これら事案に迅速かつ的確に対応し、殺人事件等の凶悪事件を未然に防止するためには、体制の更なる強化が必要である。

(2) サイバー空間の脅威への対策

サイバー空間が県民生活や経済活動に不可欠な基盤となる中、サイバー犯罪等に係る相談件数は多くなっており、積極的な事件化、効果的な被害防止対策等を更に推進していく必要がある。

(3) 特殊詐欺事件への対策

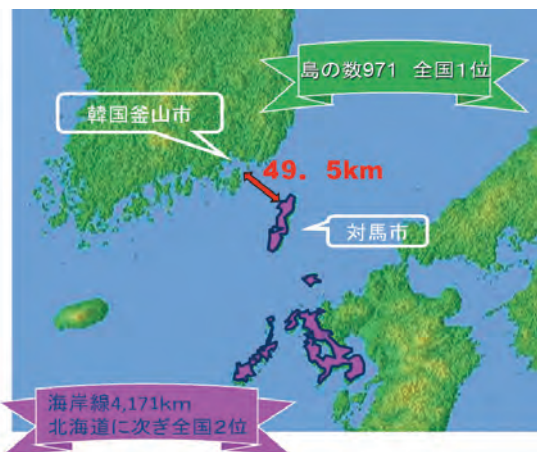
犯人の検挙や継続した広報啓発活動等により認知件数は減少しているものの、特殊詐欺に係る相談件数は多く、また、その手口は悪質・巧妙化しているなど、各種対策を更に強化していく必要がある。

(4) 風俗環境浄化への対策

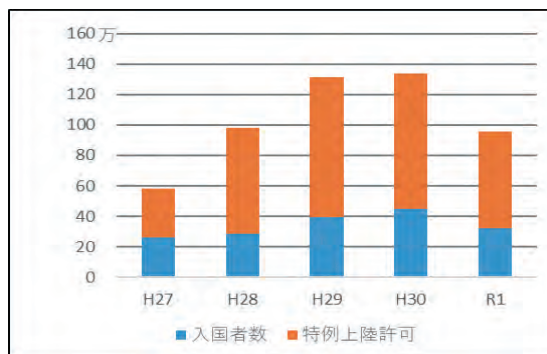
観光立県を目指す本県においては、風俗環境浄化対策を強化しているところ、風俗営業許可取扱件数は増加しているが、無許可営業店による違法行為が環境浄化の阻害要因となっていることから、取締り体制を強化する必要がある。

3 特定複合観光施設（IR）導入に伴う諸課題

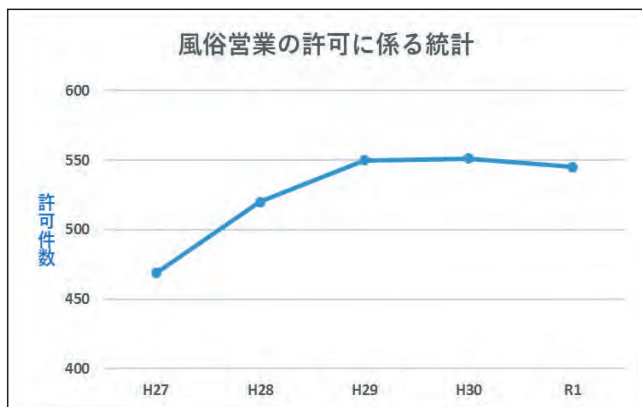
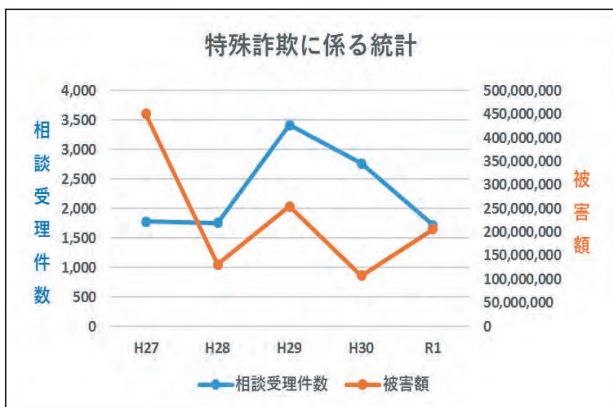
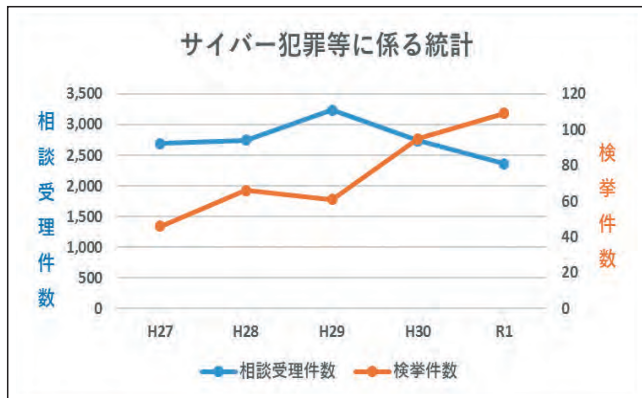
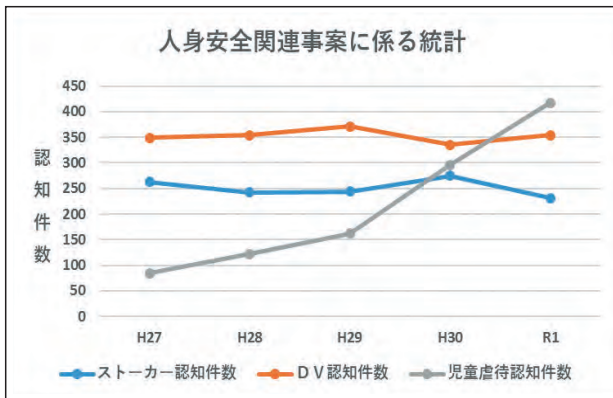
本県においては、IRの区域認定を推進しているところであり、安全で安心なIRを実現するためには適切な治安対策が必要である。



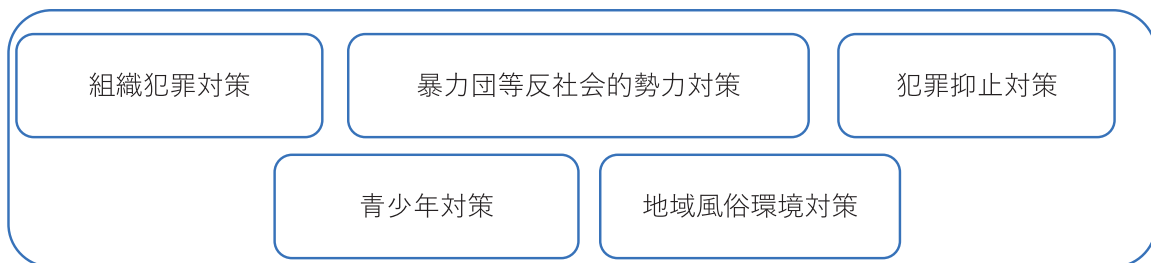
長崎県における外国人入国者数の推移



※平成27年からは、特例上陸許可に船舶観光上陸許可が追加されている。
※法務省出入国管理統計を基に作成



IR設置に伴う治安対策



安全で安心なIRの実現

【提案・要望実現の効果】

警察官を増員することにより、長崎県が積極的に推進するIR誘致及び外国人観光客誘致並びに国が目標とする2030年に訪日外国人数を6,000万人とする取組により生じるであろう交流人口の増加等をもたらす治安上の課題に迅速かつ的確に対処し、全ての人が安全で安心して暮らし、滞在することのできる社会を実現することができる。